

財源確保の手法について

◆財源確保の手法

種類		内容	事例	規模	安定性 継続性	受益と負担
地方税	法定外税	地方公共団体の特殊事情を勘案して設けることができる」とされているもので、総務大臣の同意を得たうえで課税できる。 【普通税】 その収入を一般経費の財源に充当する 【目的税】 特定の費用のために課される税	・ 法定外普通税 別荘等所有税（熱海市）、歴史と文化の環境税（太宰府市） ・ 法定外目的税 宿泊税（京都市、金沢市ほか）、遊漁税（富士河口湖町）	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的、継続的な確保が可能	・ 観光施策のための目的税とした場合は、対象者の設定により受益者負担を明確にすることが可能。 ・ 普通税とした場合は、受益者負担の説明が難しい。
	超過課税	地方公共団体が課税する場合に、財政上その他の必要があると認める場合において、標準税率を超えた税率で課税するもの。ただし、制限税率が設けられている税目については、その税率を超えることができない。	・ ながさき森林環境税（県民税均等割の超過課税） ・ 入湯税（釧路市、別府市等）	対象者の設定により規模の確保は可能	安定的、継続的な確保が可能	観光施策のために既存の税（市民税、固定資産税等）に超過税率で課税することについて、市民の理解を得ることは難しい。
分担金 負担金		地方公共団体が行う特定の事業により特に利益を受ける者から、その事業に要する経費に充てるため、受益の限度の範囲で徴収するもの。	・ 保育料負担金 ・ 下水道受益者負担金	受益者を個別に特定する必要があり、規模は限定的	安定的だが、継続的な確保は困難	受益者を個別に特定し、受益の範囲内での負担を求める必要がある。
使用料		行政財産の使用又は公共施設の利用につき、その反対給付として徴収するもの。	・ 施設入場（園）料 ・ 施設使用料	役務提供先、施設利用者からの徴収となるため規模は限定的	安定的、継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内での負担を求める必要がある。
手数料		特定の者に提供する役務に対し、その費用の対価として徴収するもの。	・ 各種証明手数料	役務の提供先に限定されるため、規模は限定的	安定的、継続的な確保が可能	受益者を個別に特定し、受益の範囲内での負担を求める必要がある。
寄附金		地方公共団体が実施する一定の事業に必要な経費に充てるため相当の給付を行うことなく、金銭又は特定の財産の給付を受けるもの。	・ ふるさと納税	対象者の設置により規模の確保が可能	安定的、継続的な確保は困難	善意や協力によるため、受益者が必ずしも負担する必要はない。

◆課税対象とする観光行動の比較

観光行動	課税対象	課税対象の捕捉	事業者の負担、徴税コスト等
宿泊	ホテルや旅館等への宿泊行為	・ 宿泊者の捕捉が比較的容易である。 ・ 市民の利用は少ないと考えられる。	・ 特定の事業者への負担が発生するが、他の観光行動と比較すると、徴税コストが少ない。
入市	那須塩原市への来訪行為	・ 入市の捕捉はほぼ不可能である。	・ 入市の把握、課税に膨大な時間、コストを要する。
交通機関	交通機関（新幹線、電車、バス、タクシー）の利用	・ 市民の日常利用と観光客の利用の区別が困難。	・ 事業者が交通機関利用者を把握するのに大きな負担がかかる。
駐車場	駐車場の利用	・ 市民の日常利用と観光客の利用の区別が困難。	・ 関連する事業者が多く、事業者の把握、課税に多くの時間、コストを要する。
飲食	飲食店等での飲食行為		
お土産購入	土産品店等での土産品購入		

◆宿泊税の導入自治体について（都府県）

自治体名	東京都	大阪府	福岡県
施行	平成14年10月1日	平成29年1月1日	令和2年4月1日
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所	大阪府内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法上の特区民泊施設	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊） ・国家戦略特別区域法上の特区民泊施設
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
税率	1人1泊について 宿泊料金が1万5千円未満のもの 100円 宿泊料金が1万5千円以上のもの 200円	1人1泊について 宿泊料金が1万5千円未満のもの 100円 宿泊料金が1万5千円以上2万円未満のもの 200円 宿泊料金が2万円以上のもの 300円	1人1泊について200円 宿泊税を課す市（福岡市、北九州市）の区域内に所在する宿泊施設の場合は100円
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者 ・住宅宿泊事業法第2条第4項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者
決算額 （令和元年度）	2,708百万円	1,237百万円	1,500百万円（平年度見込額）

◆宿泊税の導入自治体について（市町）

自治体名	倶知安町	金沢市	京都市	福岡市	北九州市
施行	令和元年11月1日	平成31年4月1日	平成30年10月1日	令和2年4月1日	令和2年4月1日
課税客体	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）
課税標準	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数	上記施設への宿泊数
納税義務者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者	上記施設への宿泊者
税率	1人1泊、1部屋1泊又は1棟1泊の宿泊料金の2%	1人1泊について 宿泊料金が2万円未満のもの 200円 宿泊料金が2万円以上のもの 500円	1人1泊について 宿泊料金が2万円未満のもの 200円 宿泊料金が2万円以上5万円未満のもの 500円 宿泊料金が5万円以上のもの 1,000円	1人1泊について 宿泊料金が2万円未満のもの 150円 宿泊料金が2万円以上のもの 450円	1人1泊について150円
徴収方法	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収	特別徴収
特別徴収義務者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者	・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者	・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者	・宿泊施設の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認められる者
決算額 （令和元年度）	176百万円	769百万円	4,201百万円	1,820百万円（平年度見込額）	300百万円（平年度見込額）

◆宿泊税を検討中の自治体について

自治体名	導入時期	会議等の名称	開催時期	開催回数	その他
北海道	未定	北海道観光審議会 ※観光振興に係る新たな財源確保に向けた検討部会	平成29年7月～平成30年2月	2回 その他に部会4回	答申済
札幌市	未定	札幌市観光振興に係る新たな財源に関する調査検討会議	令和元年9月～令和元年12月	4回	答申済
函館市	未定	函館市観光振興財源検討委員会	令和元年7月～令和元年12月	5回	提言書済
富良野市	未定	観光振興財源検討有識者会議	令和元年7月～令和2年2月	5回	提言書済
宮城県	未定	宮城県観光振興財源検討会議	平成30年10月～令和2年1月	9回	答申済
熱海市	未定	熱海市観光戦略会議	平成30年7月～平成31年1月	3回 その他に部会開催	提言書済
白馬村	未定	白馬村観光振興のための財源確保検討委員会	平成30年5月～平成31年4月	6回	提言書済
奈良市	未定	奈良市宿泊税検討懇話会	令和元年7月～令和元年10月	4回	提言書済
松江市	未定	松江観光の明日を創る検討会議	令和元年7月～令和2年3月	8回	提言書済
広島県	未定	広島県観光立県推進会議 ※観光施策・推進体制検討ワーキング部会	平成30年11月～平成31年4月	3回 その他に部会4回	提言書済
由布市	未定	由布市新たな財源検討委員会	平成30年10月～平成31年3月	6回	中間報告
沖縄県	未定	観光目的税制度の導入施行に関する検討委員会 ※観光税制度検討分科会	平成30年9月～平成31年3月	3回 その他に分科会3回	提言書済